

京都市告示第270号

令和4年6月9日京都市告示第182号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認め
る市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表について、一部を次のとおり変更します。

令和7年7月3日

京都市長 松井 孝治

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
公益財団法人教育振興協 会に対する寄附金	京都市左京区下鴨下川原町46番地

を

」

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
公益財団法人教育振興協 会に対する寄附金	兵庫県芦屋市奥池南町46番1号

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)